

保国発 1029 第 1 号
平成 30 年 10 月 29 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定
に用いる係数について（通知）（その 2）

各都道府県において、平成 31 年度の国民健康保険特別会計予算を推計し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 7 に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び同法第 82 条の 3 に規定する標準保険料率の算定を行うに当たり、「平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（平成 30 年 10 月 22 日付保国発 1022 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」を发出したところである。今回、国が示すべき係数（共通係数）において、後日提示としていた、「高齢者医療制度に係る諸係数」について、別添のとおりお示しする。

各都道府県においては、納付金及び標準保険料率の算定に万全を期していただくようお願いする。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課 島添、山谷、菅原
電 話：03（3595）2565（直通）
メール：kokuho@mhlw.go.jp